

学校法人北里研究所受託研究規程細則

平成 2年 4月 1日制定
平成 9年 3月14日改正
平成13年 3月16日改正
平成16年 3月18日改正
平成20年 4月 1日改正
平成26年 3月20日改正
平成28年11月 1日改正
2019年10月10日改正

(趣旨)

第1条 学校法人北里研究所受託研究規程第21条(補則)の規定に基づき、受託研究の実施に関し必要な事項は、この細則に定めるところによる。

(管理費及び消費税相当額)

第2条 受託研究費を受け入れる予算単位の事務室等は、原則として受託研究費のうちから、その110分の25(1,000円未満切捨て)を管理費及び消費税相当額として差し引き、研究責任者を経て研究担当者に配分する。ただし、研究担当者に配分する研究費に対し管理費及び消費税相当額を上乗せする形式で契約する場合は、当該研究費の15パーセントを管理費とし、更にその管理費を当該研究費に上乗せした金額の10パーセントを消費税相当額とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、委託者及び受託部門の事情によりこれと異なる取り扱いをする必要がある場合は、理事長の承認を得て、管理費を増減することができる。また、国等からの受託研究で、実施要領等により受託研究費の全額を直接研究費に充当する必要がある場合は、前項に規定する管理費及び消費税相当額を控除しないことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、管理費が1千万円を超過する場合は、理事長の承認を得て、その超過する金額の一部を減額し、又は全部を免除することができる。

(収入計上時期)

第3条 受託研究費の収入計上時期は、受託研究費を契約期間により月割計算(1箇月未満切上げ)し、本法人の会計年度を基準に各年度に計上する。

(支出計上時期)

第4条 受託研究費より支出する経費の計上時期は、原則として経費の発生年度とする。

(細則の改廃)

第5条 この細則の改廃は、学部長会及び常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

この細則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（北学総第2019-07181号）

（施行期日、適用）

- 1 この細則は、2019年10月10日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項の規定は、2019年10月1日から適用する。